

# がん対策の推進について

【厚生労働省】

## 提案・要望の内容

「がん対策基本法」の趣旨に沿って、下記の項目につき、一層の充実強化を図ること。

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 がん診療連携拠点病院の機能を充実・強化すること。
  - (1) がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
  - (2) がん診療連携拠点病院の指定更新に当たっては、地域の医療供給体制や病院間の役割分担などの実情を踏まえた指定を行うこと。
- 3 企業等におけるがん検診受診が促進されるような仕組みを構築するとともに、がん検診についての普及啓発を強化すること。
- 4 がん患者支援活動に取り組んでいる人を対象とした研修プログラムの開発を行い、研修会を開催するなど、患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。
- 5 がん治療に係る新薬の開発、未承認薬の承認、承認薬の保険適用拡大を一層迅速に進めること。

## 【現状と課題】

島根県では、がん対策の充実強化を図るために、「島根県がん対策推進計画」に基づき重点的な取組を進めているが、がん専門スタッフの確保、放射線機器等の整備及びがん検診の受診率向上など多くの課題がある。

### 1 がん薬物療法、がん放射線療法を専門とする医師の養成が不十分

日本におけるがん専門医の必要数は2万人とも言われているが、特にがん薬物療法や放射線療法の専門医は圧倒的に不足している。各種学会等における認定医・専門医制度も開始されたばかりであり、専門医の養成は急務である。

### 2 (1) がん放射線診断・治療装置の配備における均てん化が必要

ピンポイント照射が可能な放射線治療装置の開発など、近年の放射線装置の進歩は目を見張るものがあるが、こうした装置の設置には多大な出費がかかることから配備が進まない状況にある。

がん医療の均てん化を進めるためには放射線診断・治療装置の配備が進むような対策が必要である。

### 2 (2) 2次医療圏域に1カ所のがん診療連携拠点病院が必要

がん診療連携拠点病院の指定は、原則、2次医療圏ごとに1箇所であり、医療供給体制の状況、連携及び面積などの実情を考慮した指定を行い、がん医療の均てん化を図る必要がある。

県内には、4つの医療圏に6つのがん診療連携拠点病院（県東部4カ所、県西部2カ所）があるが、県西部の2病院は相当広い面積をカバーしており、地域格差が生じている。均てん化を図るためにも、来年4月の拠点病院の指定更新が必要である。

### 3 がん検診の受診率の向上、受診者数の増加に向けた取組が必要

島根県における男性の働き盛り世代の平均寿命が短い主要因が「がん」であり、その原因の1つが検診受診率の低さである。

#### 4 患者会活動への支援策が必要

近年、患者会活動が全国に広がりつつあるが、活動に関する情報不足等から試行錯誤を続けている団体が多い。患者・家族の生活の質を向上させるためには、患者会活動は不可欠であることから、積極的な情報提供や研修の実施による支援が必要である。

#### 5 抗がん剤の承認及び保険適用の拡大が必要

抗がん剤の承認については、世界的に標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国においては未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

### 【本県の取り組み状況・方針】

島根県においては、平成18年9月に全国初の条例となる「島根県がん対策推進条例」を制定し、平成20年3月には、がん対策基本法及び本条例の趣旨に沿って、がん予防の推進、緩和ケアの推進、患者支援を重点施策とする「島根県がん対策推進計画」を策定し、計画の推進に取り組んでいる。

#### ○放射線診断・治療装置の配備におけるがん医療の均てん化

がん拠点病院間での医療連携・役割分担を推進するため、平成17年6月に県内の拠点病院（6病院）の参加による「がん診療ネットワーク協議会」を既に設置している。今後、役割分担に沿った各拠点病院での機能強化を進めるためにも、効果的な拠点病院の高度医療機器の充実が求められる。

また、県内では、がん医療の均てん化を図るために、がん医療の高度医療機器を各拠点病院で購入することを目的とした「がん対策募金」が平成19年7月から県民運動として実施されている。

#### ○がん患者サロンの開設

県内においては、計22カ所に「がんサロン」が開設され、がん患者同士が自らの療養体験を語り合うことなどにより、患者が他の患者を支援する取り組みが積極的に進められているが、県としても意見交換会や研修会などの取り組みを実施している。

### 【提案・要望の効果】

○がん薬物療法や放射線療法に精通するがん専門スタッフの養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。

○がんの診断・治療に係る高額医療機器整備が推進されることにより、県内におけるがん医療の均てん化が図られる。

○各2次医療圏に最低1カ所のがん診療連携拠点病院を指定することで、がん医療の均てん化が図れる。

○患者会等の活動に対する支援策が講じられ、患者支援の取り組みが強化されることにより、患者の療養生活における質の向上（QOLの向上）に寄与する。

○がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高かつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。